

(平成27年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年2月25日は4,000円、同年8月25日は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月25日
② 平成16年8月25日

A社から支払を受けた賞与について、申立期間の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社の代表清算人から提出された賞与に係る資料により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、代表清算人から提出された上記資料により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、A社が従業員であった者に対し送付した平成20年4月17日付けの文書によると、申立期間に支給した賞与から控除した保険料については、納付期限の時効により社会保険事務所(当時)に納付できなかったことから、同年5月30日に在籍時の給与振込口座へ返金する旨、記載されているところ、金融機関から提出された、申立人の入出金記録によると、同日に同社から振込みがあったことが確認できる。

また、前述の振込額は、代表清算人から提出された上記資料に記載された申立人に対する返金額と同額であることが確認できる。

さらに、A社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賃金台帳によると、これらの同僚は、平成16年2月25日に、月例給与とともに賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるほか、上記資料及び複数の同僚の給与振込口座により、賞与に係る厚生年金保険料が返金されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、代表清算人から提出された上記資料により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、4,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、23年9月16日に清算終了している上、当時の事業主から資料を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 25 日

A社から支払を受けた賞与について、申立期間の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が従業員であった者に対し送付した平成20年4月17日付けの文書によると、申立期間に支給した賞与から控除した保険料については、納付期限の時効により社会保険事務所(当時)に納付できなかったことから、同年5月30日に在籍時の給与振込口座へ返金する旨、記載されているところ、金融機関から提出された、申立人の入出金記録によると、同日に同社から振込みがあったことが確認できる。

また、前述の振込額は、代表清算人から提出された賞与に係る資料に記載された申立人に対する返金額と同額であることが確認できる。

さらに、A社から賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、当該申立ての調査において同社から提出された賃金台帳によると、これらの同僚は、平成15年8月25日に、月例給与とともに賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できるほか、上記資料及び複数の同僚の給与振込口座により、賞与に係る厚生年金保険料が返金されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料

を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、代表清算人から提出された上記資料に記載されている返金額を基に算出した賞与額から、7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、23年9月16日に清算終了している上、当時の事業主から資料を得ることができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 9 月まで
申立期間は、定時制の高等学校に通学しながらA燃料店に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な主張及び同僚の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間中にA燃料店に勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、当時の事業主は死亡していることから、現在の事業主（当時の事業主の子）に照会したところ、同人は、「当時の資料は無い。A燃料店は、個人経営であり、厚生年金保険の適用事業所になったことは無い。したがって、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと思う。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は、昭和 29 年から 45 年までA燃料店に勤務していたが、同燃料店は、厚生年金保険に加入する事業所でなかったため、36 年以後は、国民年金に加入していた。給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から23年11月30日まで
申立期間は、A町のB集乳所で牛乳の集荷及び乳質検査の業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

C社及び同社が商号変更したD社の辞令等を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の三男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の三男から提出のあったC社及びD社の辞令、賞状並びに月給金の通知等から判断すると、申立人が、申立期間中に、当該事業所の嘱託職員として、B集乳所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所を承継しているE社は、「当時の資料を保管していないため、申立人の在籍、申立人に係る厚生年金保険の届出及び同保険料控除については不明である。」と回答している。

また、上述の賞状によると、申立人を含む5人の名前が記載されており、全員が、昭和23年7月21日から同年9月20日までの期間、当該事業所において、皆勤であったことについて表彰されているところ、当該事業所が名称変更したF社のG工場(A町を含むH地方の主管工場)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、これら5人は、同工場において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるが、その資格取得日を見ると、5人のうち2人は当該皆勤期間前から同資格を取得しているものの、他の3人は、それぞれ23年8月1日、24年1月1日(申立人)、25年3月1日に同資格を取得していることが確認できることから判断すると、

当時、当該事業所では、採用した従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる。

さらに、上述の被保険者名簿により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 21 人に照会し、15 人から回答を得られたところ、このうち、当該事業所 G 工場管下の I 工場において、事務を担当していたとする者は、「集乳所の技術員は当該事業所の社員として雇用されていたが、嘱託として勤務していた者については、社員と異なり転勤が無く、兼業も可能であった。社会保険手続及び給与計算は、当該事業所の主管工場である G 工場の事務課で行っていたので、嘱託として勤務していた者の厚生年金保険の取扱いについては分からないが、当時、会計監査は厳密に行われていたので、同保険に加入させていない者の給与から、保険料を控除することは無かったと思う。」と回答している上、他の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることができなかった。

加えて、上述の回答を得られた複数の同僚から、当該事業所の G 工場の事務課で勤務していた 9 人の名前が挙がったが、このうち 7 人は、オンライン記録によると、死亡又は連絡先が不明であり、他の二人は個人を特定できないことから、当該事業所に嘱託として勤務していた者の厚生年金保険の適用及び同保険料控除について確認することができない。

その上、E 健康保険組合は、「当時の資料については、保存期間を経過しているため保管していない。」と回答している。

なお、申立人は、昭和 21 年 9 月 21 日付けの J 庁の辞令を保管していることから、J 庁 K 部 L 局及び M 共済組合 J 支部に照会したが、いずれも、申立人に係る資料は無い旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。